

一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会・青年部会 OB 会

規 約

(名称)

第 1 条 一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会・青年部会 OB 会（以下「本会」という）と称する

(目的)

第 2 条 本会は、OB 相互による交流・意見交換等を通じて親睦を図ることを目的とする。

(事務所)

第 3 条 本会は、日設連青年部会の一組織とし、事務所は日設連事務局内におく。

(事業)

第 4 条 第 2 条の目的を達成するための事業を実施する。

(会員資格)

第 5 条 日設連青年部会構成員（構成メンバー）OB 又は、それに準ずる者で会員の過半数の承認を得た者。

(入会及び退会)

第 6 条 会員として入会しようとする者は、入会申込書（様式第 1）を本会に提出する。

2 諸事情により退会を希望する会員は、退会届（様式第 2）を提出しなければならない。

(役員及び委員会)

第 7 条 本会に、次の役員を置く

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名以下

(役員を選任及び任期)

第 8 条 役員は、本会総会においてこれを選任する。任期は 2 年とする。但し、再任することを妨げない。

(総会)

第 9 条 総会は、年 1 回開催する。

(報告)

第 10 条 本会の活動は年 1 回、日設連青年部会に報告する。

(規約の改廃)

第 11 条 本規約の改廃は、総会の議決を得た後、日設連青年部会の理事会の承認を得て行う。

第 12 条 本規約に定めのない事項は、日設連青年部会規程を準用する。

但し、「総会及び理事会」を「総会」に、「日設連の理事会」を「日設連青年部の理事会」に読み替えるものとする。

附 則

この会則は、平成 30 年 7 月 6 日から実施する。